

報道関係者 各位

平成29年1月24日

【照会先】

秋田労働局雇用環境・均等室

室 長 富塚 リエ

室 長 補 佐 金丸美津子

(電話) 018-862-6684

子育てサポート企業認定

「国立大学法人 秋田大学」を認定 ～県内大学では初めて～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の目標を達成するなど一定の基準を満たした「国立大学法人 秋田大学」を子育てサポート企業として認定しました。主な取組は下記のとおりです。

また、認定通知書交付式及び懇談会を秋田労働局局長室において執り行うこととしております。

国立大学法人 秋田大学

本学では、「男性の育児休業取得促進」「年休の計画的取得促進」等の各種独自ポスターを作成し、制度の周知、活用の呼びかけを積極的に行いました。

- ☆ 教職員、学生等からの多様な相談窓口としてコンシェルジュ・デスク相談員を設けており、育児支援等に係る相談の充実を図るため、研修会を開催しました。
- ☆ 「育児休業の制度を活用したワークライフバランスモデル」に関するパンフレットを作成し、全教職員に配布しました。
- ☆ 計画期間内に、3人の男性教職員が育児休業を取得しました。
- ☆ 子の看護休暇制度について、「小学校就学前」から「中学校就学前」の子どもに対象の範囲を拡大しました。
- ☆ 時間外労働の削減について、平成25年度と比較して8.9%の削減を達成しました。

《認定通知書交付式・懇談会》

1 日 時 平成29年1月25日(水) 13時30分～

2 場 所 秋田労働局局長室
(秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階)

《国立大学法人秋田大学》

代 表 者 学長 山本 文雄
所 在 地 秋田市手形学園町1-1
労働者数 2,925人(男性1,450人 女性1,475人)
業 種 教育・研究



次世代認定マーク
(愛称：くるみん)

<行動計画>

・計画期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日 4期目

・目標

- 1 育児支援等に関する相談窓口の充実を図るとともに、育児休業等の制度についてのパンフレット等を作成し、全教職員に配布する
- 2 計画期間内に男性職員の育児休業の取得者を1人以上とする
- 3 子供の出生時における父親の休暇の取得の促進のためにポスターを作成し、制度を周知する
- 4 子の看護休暇制度の適用範囲の拡大を検討・実施する
- 5 時間外労働を平成25年度実績に対して2%縮減する

資料一覧

- 1 一般事業主行動計画とは…
- 2 子育てサポート企業認定について
- 3 秋田労働局管内認定企業名一覧

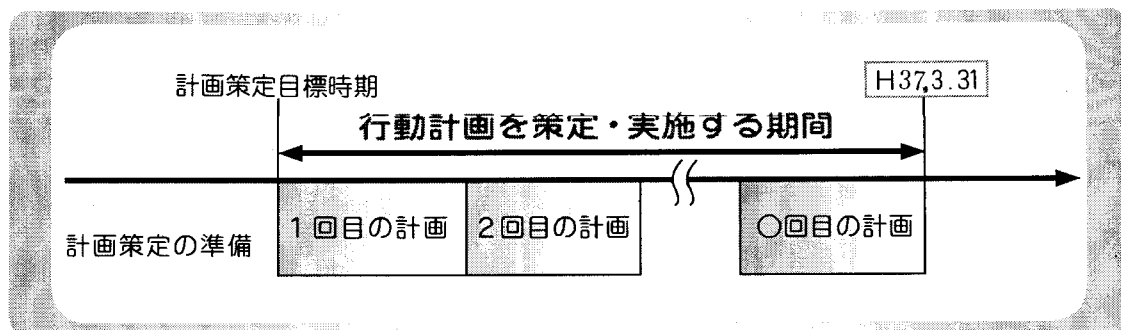
一般事業主行動計画とは・・・

行動計画とは

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期を定めるものです。

計 画 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む ・ 企業の実情に応じ、1回の計画期間は2～5年で設定することが望ましい ☆認定を受けるには、計画期間が2～5年であることが必要
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の実情に応じて設定（複数設定可） ・ 社員のニーズを踏まえたものであること ・ 現状より少しでも労働環境をよくするもの ・ 達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい ☆認定を受けるには、雇用環境の整備に関する項目が入っていることが必要
目標達成のための 対策とその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつまでに、どのようなことに取り組むかを具体的に記述する ☆認定を受けるには、行動計画に設定した目標を達成していることが必要

計画期間の設定



子育てサポート企業認定について

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し、計画に定めた目標を達成したことなど、一定の基準（「認定基準」参照）を満たす場合には、申請を行うことにより労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等につけることができ、「子育てをサポートしている企業」としてPRすることができます。

● 認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が2～5年であること
- 3 計画期間内に策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること（中小企業特例：300人以下企業の場合、①1歳以上の子の看護休暇の男性取得者がいる、②中学校卒業前の子を養育するための短時間勤務制度の男性利用者がいる、③計画期間開始前の3年以内に男性の育児休業等取得者がいる、④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性従業員がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性従業員がいる、のいずれかの場合でも可。）
- 6 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%以上であること（中小企業特例：300人以下企業の場合、計画期間開始前の3年以内の期間と合わせて、当該基準を満たせば可。）
- 7 3歳から小学校入学までの子をもつ労働者を対象とする「育児休業制度または勤務時間短縮の措置に準ずる措置」を講じていること
- 8 所定外労働削減、年次有給休暇取得促進または働き方の見直し等を成果に関する具体的な目標を定めて実施していること
- 9 重大な法令違反がないこと



次世代認定マーク
「くるみん」

秋田労働局管内の次世代法第13条に基づく認定企業は下記のとおりです。

認定申請件数	22件
認定決定件数	22件
認定企業数	20件

※資料番号 No.3「秋田労働局管内認定企業名一覧」参照

秋田労働局管内認定企業名一覧

平成29年1月16日更新

No.	企業名	所在地	認定決定年月日	回数
1	株式会社 カミテ	鹿角郡小坂町	H19. 4. 2	1
2	株式会社 秋田魁新報社	秋田市	H21. 5. 19 H24. 5. 16	2
3	社会福祉法人 阿仁ふくし会	北秋田市	H21. 5. 19	1
4	社会福祉法人 県南ふくし会	大仙市	H21. 12. 24	1
5	医療法人 正和会	潟上市	H23. 7. 12	1
6	医療法人 久盛会	秋田市	H24. 8. 10 H27. 8. 19	2
7	古城建設 株式会社	秋田市	H25. 1. 10	1
8	社会福祉法人 いなかわ福祉会	湯沢市	H25. 5. 22	1
9	秋田中央交通 株式会社	秋田市	H25. 5. 22	1
10	むつみ造園土木 株式会社	秋田市	H25. 8. 9	1
11	医療法人 仁政会	潟上市	H25. 11. 1	1
12	株式会社 菅与	横手市	H26. 1. 23	1
13	医療法人 秋田愛心会	三種町	H26. 7. 1	1
14	医療法人 運忠会	秋田市	H26. 7. 30	1
15	社会福祉法人 羽後町保育会	雄勝郡羽後町	H27. 2. 19	1
16	株式会社北都銀行	秋田市	H27. 9. 7	1
17	社会福祉法人 水交会	仙北郡美郷町	H28. 3. 8	1
18	社会福祉法人 比内ふくし会	大館市	H28. 4. 25	1
19	社会福祉法人 雄勝福祉会	湯沢市	H28. 8. 30	1
20	国立大学法人 秋田大学	秋田市	H28. 12. 19	1